

外国人事件と弁護の難しさ

——あるナイジエリア人の強盗事件から——

弁護士（大阪弁護士会） 和田重太

*本稿は、一九九四年四月三日開催した「外国人と刑事手続」研究会の報告をまとめたものである。

一 はじめに 事案の説明

一 私がこれまでに担当した外国人刑事案件（要通訳刑事案件）のうちの一事例を通して、外国人刑事案件につき日頃感じてきた問題点につき、いくつかを指摘していきたい。まず、事案の説明をする。本件は、私が一九九二年の暮に国選弁護人として受任した事件であり、罪名は強盗罪であった。

二 被告人の身上及び日本滞在歴等 被告人Xは、犯行当時二二才の男性で、国籍及び出身地はナイジエリア連邦共和国である。ナイジエリアにおける公用語は、諸部族言語と英語であるが、右のうち諸部族言語は大まか

に三つに分類され、その三つの言語の中でも更に細かく枝別れしている。Xの本国における日常の生活言語は、イボ語という言語であった。イボ語とは、右の三つの諸部族言語のうちの一つであり、ナイジェリアに住むイボ族が使用する言語である。他方で、Xの英語力はとていうと、X自身の供述によれば、ナイジェリアの学校で通算五年間英語を習ったに過ぎない、とのことである。

Xは、一九九二年三月二十五日に日本国に入国した。Xの在留資格は観光ビザであり、在留期間は九〇日間であった（但し、Xは、日本入国後、在留期限の延長手続をとり、在留期限を同年七月八日まで延長した）。なお、Xが来日した真の目的が就労のためであることは、X自身も認めるところであった。Xは日本入国後、なかなか仕事が見付からず、見付けた仕事もしばらくして辞めている。そして同年四月下旬ころ、Xと同じ宗教団体の友人（ナイジェリア人）から、やはり同じ宗教団体に属する日本人Aを紹介されながら、Aの自宅に居候するようになつた。Aは当時二二才で、小規模な貿易会社の役員をしており、大阪のマンションの一部屋で一人暮らしをしていたが、その部屋でXと同居することとなつたのである。XとAとの会話は、この時以降、すべて英語でなされている。なお、このAが、後に本件の被害者となる人物である。

そして、Xは、Aと同居しているころ、貿易の仕事をして儲けたいと考え始め、Aから貿易のノウハウについて教わつたりしていた。そして、今後XとAとが取引するという話も進めていた。しかし、Xには貿易を始めるための資金は全くなかつたので、その資金として一万ドルくらいの金員をナイジェリアに住む母親から借りようと考へた。Xの母親は、本国で会社を経営するなどしており、Xに一万ドル程度を貸すくらいの資金力は十分にあつた。ところがXには、母親からの信用が全くななく、従つて母親と雖も、Xに簡単にお金お金を貸してくれるような状況にはなかつた。そこでXは、次のような計画を立てた。即ち、Aから一万ドルを借りて本国に持ち帰り、

それを母親に見せて自己に資金力のある良い取引相手がいることを示し、自分の考へてゐる貿易は十分にうまくいく旨母親を信用させ、その上で母親からお金を借りようという計画であった。

同年七月初めころ、XはAに右の計画を説明し、Aから一万ドルを一旦借り受けることに成功して、在留期限内にはナイジェリアに帰国することとなつた。この時点で、AはXを全面的に信用していた（やはり、同じ宗教団体に所属していることが大きかったと思われる）。ところが、その後XA間でトラブルが発生した。そのトラブルとは、Xが帰国するに際して、Aの自宅にあつたおもちゃ等のAの所有物を無断で持ち帰ろうとして、Aにそれを発見されたというものである（この事件が、Xによる本件犯行の伏線となつてゐる。X自身は、たとえAの所有物であろうとも、友人だから当然勝手に持つて行つても構わないという感覚を持つており、通常の日本人の感覚とは相当にズレがあつたことは確かである）。そのため、Aは、Xが信用できなくなり、既に貸し与えていた一万ドルをXから取り返したのである。

そもそもXは、Aと同居している期間中は全く仕事をしていなかつた。それでも、貿易業を始めるという話がうまくいけば、今後の生活設計ができる、今回の来日は非常に有意義なものとなる筈であつた。ところが、Aから一万ドルを借りることができないとなると、金を儲ける目的で、わざわざ高い旅費を払つて日本にやつて來たのに、結局その来日は大損害だつたことになる。それでXは、ナイジェリアに帰るに帰れなくなつた。また他方で、Aからは、法律を守つて在留期限内に必ず出国するように強く言われていたこともあつて、もはやA宅には居候できない状況であつた。そこで、在留期限である同年七月八日を徒過した後は、仕事を探すため東京方面に行き、結局工員として働くことになつたのである。

三 犯行に至る経緯及び犯罪事実　以下、裁判所が判決文において認定した事実及び裁判所が認めたと思われ

る事実を基本として説明する（被告人の主張内容は、別に項目を変えて説明する）。前述のように、Xは東京方面で働いていたが、一九九二年一〇月下旬、東京から大阪のA宅に電話し、以前話していた貿易の話を再び持ち出し、「本国の母親を信用させるため、二万ドルの現金の写真を撮つて見せたいので、現金二万ドルを用意して欲しい」と頼んだ。Aは、Xによる右依頼を、渋々ではあつたが了承した。

しかし、この時点でのXの真意は、次のとおりである。即ち、何か月かの間仕事に精を出したけれども結局儲からず、早くナイジエリアに帰りたいという気持ちも手伝つて、以前Aと話をしていた貿易の仕事をやりたいという考えが再び強くなつてきた。そこでAに二万ドルを用意してもらい、それをAの隙を見て持ち去り、ナイジエリアに帰つて貿易で儲けてから、その二万ドルをAに返せばよいと考えるようになつた。そしてAに対しては、二万ドルを持ち去つた後、すぐに電話をして、許しを得ようと思っていた（右のようなXの真意は、Xも認めるところである）。

そして、犯行日である一九九二年一一月二日夕刻に、XはA宅に行き、Aが既に用意していた二万ドルの写真撮影をした。その後Xは、Aと、世間話や今後自分が貿易の仕事をしたいという話等を一時間程していたが、突然A宅の台所にあつた包丁一本を持ち出し、それを手に持つて、Aの方にその刃先を向け又上下に降る等して、「金のためにお前を殺す」（英語で）と言つた。それでAは、身構えて、自分がそれまで座つていた折たたみ式の椅子を手に持つて立ち上がり、防御の姿勢をとつた。しかし、Aがそれ以上どうすることもできず、つまり反抗できないでいる間に、写真撮影の後机の上に置き放しにされていた現金二万ドルをXは手に取つて、ズボンのポケットに入れられた。その後更に約二分間、Xは、それまでと同じ様に、包丁を手に持つて刃先をAの方に向け又上下に降る等したまま、Aと睨み合い、また「金のためにお前を殺す」といった内容の発言もした。そして約

二分間睨み合っていたというその間に、一度包丁の刃と椅子が当たったことがある。その後Xは、A宅より逃走したが、すぐにAの追跡を受け、約五分後にAによつて逮捕された。

四 事実に関する被告人の主な主張

Xが、公判廷において主張し争つた点は、主に以下の点である。

(1) Xは、Aを脅すのではなく、Aを説得して金を借りるつもりだった。その根拠として、①ナイジエリア本国には、ヤムフェスティバル（ヤムイモの収穫祭のようなもの）という祭があり、その祭では包丁一本を平和的な意味合いで使う、そしてXが本件犯行時に包丁一本を持ち出したのは、そのような平和的な意味合いであつたということ、②XとAは同じ宗教団体に属しているが、同宗教団体の教義上の理由等から、信者同志では傷付け合うことは絶対に許されないのであり、お互い傷付け合わないという信頼関係があつたこと、③XがAを説得できなければ、Aが後でXのことを入国管理局等に通報しXは日本から出国できなくなるだろうと思つたので、やはり平和的にAを説得することが必要不可欠であつたと考えていたこと、等を挙げた。

(2) 犯行時、Xは包丁二本を左手（Xの利き腕は左手である）に持ち、刃先を上に向けていた。そして、その手の高さは、肩のあたりであった。これは、まさに前述のヤムフェスティバルの持ち方である。そして、右手には、A所有のコードレス電話機を持っていた。（それに対するAの言い分は、包丁二本を両手に一本ずつ持つて刃先をAの方に向けていた、と主張した。この点に関する裁判所の判断は、Xの主張もAの主張もどちらもありうるが、仮にXの言い分通りであつても、強盗罪にいふ「脅迫」には変わりない、との認定であつた。）

(3) 犯行時のXの発言内容につき、「金のためにお前を殺す」とは言つておらず、AがXに「殺す気か」と問い合わせたのに対し、「金のためにはお前を殺さないが、この金は持つて行く」と答えただけである。なおXは、Aを平和的に説得するつもりだつたが、Aが椅子を持って反撃してきたし、緊張していたため、これ以上の

ことはAに対しして言えなかつた。それで、とりあえず説得を諦めて逃げ、近くからAに電話して、自分の考えを説明して許してもらおうと考えていた。

(4) 犯行時、包丁の刃がAの持っていた椅子に当たつた（この点については、物的な証拠もある）原因は、AがXの方に椅子を強く押し出してきたからであり、Xがそれを払い除けようとした時、包丁が椅子に当たつてしまつたのである（それに対してAは、Xが包丁で自分の方に切りつけてきたので、それを椅子で防御した時に包丁と椅子が接触した、と主張）。

五 裁判の流れ及び弁護活動等

本件における弁護活動及び裁判の流れは、以下のようなものであつた。なお、本件では、捜査・公判・接見すべてを通じて、Xとの間のコミュニケーションは英語通訳を介してなされた。

九年一二月一六日、接見。公判通訳人Bを同行。公判通訳人とは、本件の公判手続における通訳のために裁判所が選任した通訳人を意味する。

同年一二月二一日、第一回公判 要旨の告知の途中まで。本公判廷では、Xは罪状認否の際にかなり動搖しており、非常に細かい事実についてまで発言した。それを裁判官も丁寧に聞き、整理したため、罪状認否に大変な時間（約三〇分）を要した。なお、裁判関係者及びXとも相手の発言内容を通訳されるまでは理解できず、従つて相手の発言を誤解したとしてもすぐにはその誤解に気付かないまま対話が進んでいくといったこと（これは、通訳事件に特有の問題である）も、罪状認否に時間を要した一つの大きな要因である。

罪状認否の内容は、簡潔に言えば、「反抗抑圧に至る暴行・脅迫がない、その故意もない」というものであつた。

九三年一月一一日、接見。公判通訳人B同行。

外国人事件と弁護の難しさ

同年一月二二五日、第一回公判。被害者調書の一部・被告人調書の一部・被害届等を不同意とする。検察官は後に不同意部分のすべてにつき、証拠調請求を撤回した。検察官立証として被害者Aの証人尋問がなされた。尋問では、各質問及び証言が逐一Xに対して通訳された。本件では、X自身もAに対する反対尋問を行なつたが、それは各質問及び証言の内容をXが逐一知っていたからこそ、可能であった。

二月一〇日、接見（公判通訳人B同行）。

二月一五日、第三回公判。被告人質問（続行）

三月三日、接見（弁護人依頼の通訳人C同行）

三月五日、接見（弁護人依頼の通訳人D同行）

三月八日、第四回公判。被告人質問（続行）

三月一八日、接見。弁護人依頼の通訳人D同行（なお、弁護人が通訳人C・Dを合計三度接見に同行依頼した理由は、公判通訳人Bと私の予定が合わなかつたためである）。

三月二三日、第五回公判。被告人質問（情状関係も含む）

四月七日、接見。公判通訳人Bを同行。

四月九日、接見（単独）。

四月一九日、第六回公判。被告人質問（情状関係）、論告・弁論。裁判所書記官より、前以て公判通訳人に論告・弁論の書面を渡したいので公判の日より前に書記官に提出するよう、との連絡があつた。

四月二二日、接見（単独）

五月一〇日、第七回公判。判決日。但し、弁論再開の上、Xの母親からの嘆願書を提出した（Xの母親には、

三月の時点で、嘆願書を書いて送つて欲しいとの要求を伝えていたが、四月下旬になつてようやく私の手元に届いた）。判決内容は、「強盗罪、懲役三年・執行猶予四年」であった（大阪地判平五・五・一〇平成四年（わ）四一〇六号）。

二 裁判手続と通訳のあり方

一 通訳言語の選択 以下で、前記一で述べた事案に関して、いくつかの問題点を指摘し、その点に関する私見を述べたい。まず、被告人の日常使用言語ではない言語による通訳に問題はなかつたか。

Xは、英語を日常使用言語としていないわりには、その英語能力は高かつた。この点は、本件の公判通訳人も同様の意見であつた。私は、受任後何度も、Xに対して、英語の通訳でも大丈夫かと尋ねたが、その都度Xは、英語で大丈夫だと言つていた。そして実際、Xが英語をしゃべる時に、言葉につまるようなことも殆どなかつた。

それにしても、本件は事実関係に争いのある事案であつたから、英語通訳でもって、Xが十分に意を尽した弁解をなすことができたかどうかは疑問である。少なくとも、Xの生活言語であるイボ語で弁解していた方が英語よりもやりやすいことは当然であり、X自身も、私が英語の通訳で大丈夫かと尋ねた際、一度だけ、英語でも大丈夫なことの前置きとして、もちろんイボ語でしゃべりたい気持ちはある旨言つたことがあつた。

後に述べるように、Xは、本件の公判庭において、捜査段階で供述したいいくつかの言葉につき、英語だから理解できなかつたと主張し、捜査段階での供述を覆そうとしたことがあつた。その時私自身も、Xは本当は右の言葉を理解していたのではないか、との疑いを持つたこともある。仮にXが右の言葉を理解していたにも拘らず、自己の生活言語で通訳されていない点を、捜査段階の供述を覆す主張に利用したとすれば、生活言語で通訳しな

かつたことにより、無用な紛争を生じさせたことになる。また、逆に、Xが本当に右の言葉を理解していないなかつたにも拘らず、Xが多少英語ができるからと言つて、その言葉を本当は理解しているのではとの疑いを、裁判官を含む私達法律家が感覚的に持ちやすいとしたら、それもまた問題であろう。

以上のような事情だから見れば、被告人の生活言語で通訳するのに越したことはないと思う。しかし、だからと言つて、外国人の刑事裁判において、被告人の生活言語（或は母国語）で通訳する姿勢を貫くと、いつまで経つても通訳人が見付からない可能性がある（本件の場合だと、日本語とイボ語の通訳人がいるのかどうかもわからない）。少なくとも、通訳人を捜すのに時間がかかるとなると、裁判はその分遅延することになり、被告人にとって却つて不利益となる。その意味では、右の姿勢を貫くわけにはいかないであろう。本件でも、結果的には、英語通訳でも仕方なかつたのだと思う。

仮にXの英語の語学力がもつと低ければ、日本語 イボ語の通訳人を探すべきであつただろうし、さもなくば、イボ語 英語 日本語というような二重の通訳とすることも考えるべきであつただろう。但し、二重の通訳については、発言の意味内容が相当変容した形で伝わることも多くなつて、非常に危険だと思う。

二 公判通訳人と接見通訳人　公判通訳人が弁護人接見に同行すると、公判廷での通訳の公平性或は正確性等を害しないか。国選弁護事件の場合、公判通訳人が弁護人接見に同行することが通常である。本件でも、被告人との接見を合計九回行なつたが、そのうちの四回は、本件の公判通訳人Bが同行し、接見通訳をしてもらつた。このように、公判通訳人が、弁護人接見時にも通訳を行なうとすれば、被告人に対する個人的な感情（それは、被告人に同情し寛大な判決を願う気持ちかも知れないし、或は被告人の不合理な弁解に対する怒りの気持ちかも知れない）を強く持つ可能性が十分にある。むしろ、そのような感情を持つ方が自然である。そのようにして、

公判通訳人が持つた被告人に対する個人的な感情が、公判通訳にも影響を与えることはないだろうか。

例えば、本件とは別のある事件で、被告人が罪状認否において突然接見時と異なる主張をし始めた際、事前に接見に同行していた公判通訳人が、明らかにけげんそうな表情を浮かべ、公判廷内で被告人に対し供述を変えるよう説得し出したこともあつた。これは極端な例かも知れないが、仮に公判通訳人が個人的な感情を顔には出さないとしても、通訳内容の公平性等に対しても何らかの悪影響を及ぼしていることは、十分にありうると思われる。

更に、被告人の黙秘権等にとっての悪影響という観点からは、どうだろうか。仮に、裁判で被告人が言いたくないことは言わないという黙秘の態度をとるとしても、弁護人接見の際には、相当程度本音で話してくれるものである。ところが、弁護人接見時の通訳人が公判廷でも通訳人となることが前提であれば、果たして被告人は弁護人に対して自己の考えを十分に伝えてくれるだろうか。また、被告人は裁判で言いたいことが言えて然るべきであるが、被告人が接見時の自己の言い分を公判廷で変更しようと思つても、目の前の通訳人が接見時と同じ人物であれば、それはやはり勇気を要することであろう。

本件では、中途半端な形ではあつたが、弁護人が独自に依頼した通訳人C・Dが接見に同行したことがあつた。その理由は、第一に公判通訳人Bが忙しくて私との日程の調整がつかなかつたことであるが、第二に公判とは異なる通訳人の方がひよつとするとXも話しやすいかも知れないと考えたからである。

このように、公判通訳人とは異なる通訳人が接見時に同行すれば、公判廷での通訳の公平性・正確性が害される可能性はより少なくなるし、被告人の黙秘権等にとってプラスになると思われる。

ただ、公判通訳人とは異なる通訳人が接見時に同行するには、デメリットもある。本件では、結局、B・C・Dの三人の通訳人が接見に同行したことになるが、右三名とも通訳の仕方が異なっていた。右B・C・Dと

も、法廷通訳のベテランであり優秀な通訳人であつて、誰かが間違つていたというわけではなく、ただ各人の訳し方の癖等のためであろうか、Xが同じことを言つても、各人で通訳内容は異なつていたのである。

しかし、私は、それを通訳方法が異なるためではなく、X自身が言い分を変えたのではないかと疑つてしまつた（一般的に、自己の主張内容を途中で変更する被告人も、少なくない）。後に、B・C・Dの通訳の仕方が異なつていたためだとわかつたが、この種の誤解は、公判通訳人とは異なる通訳人が接見に同行すれば、いつ起こつてもおかしくないのである。

三 通訳人と通訳料

日本の国内法として自力執行力を有するとされる国際人権B規約14条3（f）によれば、被告人は「裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受ける」権利が保障されている。従つて、公判廷での通訳費用につき、訴訟費用として被告人に負担させることができないことは当然である。ところで、弁護人が被告人と接見する際の通訳費用に関しては、この規定からは必ずしも明らかではないが、被告人と弁護人の十分な打合せが刑事裁判には必要不可欠であること等からして、接見時の通訳費用も含めて無料、すなわち国が負担すべきと解釈するのが妥当であろう。

ともあれ、大阪地裁の場合、国選弁護事件における接見通訳費用に関する取扱いは、現在では、以下のとおりである。まず、裁判所がすでに選任している公判通訳人が接見に同行した場合、接見通訳がなされた日時等を弁護人が裁判所に報告し、それに応じた通訳費用が裁判所から公判通訳人に對して直接支払われている。これに対し、公判通訳人は別の通訳人が接見に同行した場合、裁判所から当該通訳人に對して接見通訳料が直接支払われることはなく、かと言つて被告人にその費用を負担させるわけにももちろんいかない。この場合、弁護人が当該通訳人に接見通訳料を一旦払つた上で、国選弁護をなす上で必要な費用としてその金額を（国選弁護料に上乗

せする形で）支払うよう裁判所に請求することになる。

本件の場合でも、前述のように、公判通訳人と私の日程の調整がつかなかつたため、私が独自に依頼した通訳人C、Dが接見に同行することがあつた。この場合も、まず私が通訳人C、Dに対して前記接見通訳料を支払つたが、後に同通訳料が国選弁護報酬に上乗せする形で裁判所から支払われたため、結局は国が前期接見通訳料の最終負担者となつたのである。

ところで、他の国選弁護事件のケースであるが、公判通訳人とは別の通訳人に同行してもらつて接見を行つた際、私が一旦接見通訳料を当該通訳人に支払い、かつ裁判所に対しその通訳料を国選弁護報酬に上乗せして支払うよう求めたところ、裁判所からその支払いを拒否されたことがあつた。その際、公判通訳人とは別の通訳人に接見通訳を依頼した理由として私が裁判所に述べたことは、公判通訳人が接見に同行すれば同人が事件に予断を持つ可能性があるから、というものであつた。ところが、それに對する裁判所の見解は、日程の調整がつかない等公判通訳人が接見に同行することが不可能な場合にのみ、公判通訳人以外の通訳人がなした接見通訳の費用を弁護人に支払うが、それ以外の場合、支払うことはしないというものであつた。その結果、私が当該通訳費用を最終的に負担することとされたのである。

しかし、そもそも接見時の通訳費用はどんな場合であれ、国が負担すべきである。仮にそうでなくとも、裁判所の前記見解は、公判通訳人に接見通訳を依頼するよう国選弁護人に對し暗に強制するものであり、弁護人（及び被告人）の裁量を認めない点で不当である。さらに言えれば、公判通訳人が弁護人接見に同行することには制度上何等問題がないというのが裁判所の考え方だと思われるが、私はその点も疑問に思つてゐる。
以上の点については、他の実例等も含めて、さらに検討したいと思う。

四 通訳の具体例と問題提起

本件の被告人質問の中で、実際に、以下のようなやりとりがあつた。

検察官：（被害者Aが許してくれると思っていたとの被告人の言い分に対し）それは君が勝手にそういうふうに思つてゐるんじゃないのかね。

通訳人：Is this your idea?

被告人：Yes.

通訳人：自分の考えです。

右の日本語部分のうち、（ ）内は筆者の注意書きであり、その余の部分は本件の速記録通りである。また、英語部分については、被告人質問中、たまたま耳に入つてきて気になつた部分を、私がメモしていたものである。

私は、本件裁判手続中、通訳内容について、常に注意を払つて聞いていたわけではない。従つて、右のやりとりは、本件の公判通訳の中で最も問題のある部分という意味ではなく、多くのうちの单なる一つの例として理解して頂きたい。さて、右の検察官の質問である「それは君が勝手にそういうふうに思つてゐるんじゃないのかね。」とは、君だけが勝手にそう思つているだけで被害者Aはそんなこと考えないのではないか、というニュアンスの質問である。従つて、通訳においても、工夫してそのようなニュアンスを出して欲しいと思う。そして、右の質問に対する答として、「いや被害者Aは絶対に許してくれる筈だつた。なぜなら、……だから」との反論が可能となるような形での通訳を、少なくとも法律家側は望んでいるとと思つ。

しかし、通訳人の立場で考えると、一人の通訳人が公判手続のすべての通訳を担当し、右のような細かいニュアンスをも含めて即時に正確に訳すというのも、無理な話であろう。従つて、法律家側の公判廷内での発言も、より通訳し易い形でなすよう心掛けるべきである。例えば、本件の被告人質問の速記録を見ても、非常にわかり

にいく質問は数多く見られる。法律家側でも、なすべきことは多いと思う。ただ、通訳人と法律家側のどちらに問題があるかという議論はさておくとして、実際問題として、裁判といつもの場合は、例えば右のよつなやりとりも含めて、ニュアンスまで正確に被告人に伝わっていることを前提として進んでいく。

しかしながら、現実の裁判では、右の例に限らず、ニュアンスまでは被告人に正確に伝わらないことや、それどころか全く異なった意味で伝わることが、かなり頻繁にあると思われる。そうとすれば、裁判制度の前提を覆す重大な問題である。

その対策としても、ニュアンスの違い等も含めて裁判手続の通訳内容をチエックする役割を負う人物、いわゆるチエックインター・プリターが、少なくとも必要だということは言えよう。

五 被告人供述調書と取調べ通訳の問題 本件では、被告人調書において、若干の事実関係につき、被告人主張の事実と食い違いがあったので、その部分を不同意とした。例えば、被告人供述調書中「(被害者Aに対して)包丁を突き付けた」と日本語で記載されている部分につき、取調べでは捜査官及び被告人とも「show」という単語を使用していたので、その部分は「包丁を示した」等の訳をするべきであり、「突き付けた」と訳すのなら「point」を使うべきだ、というのが弁護側の考え方である。

裁判官には、不同意の理由（具体的には、信用性か任意性か）を聞かれたが、「被告人の取調べは通訳が介在したものであるところ、その通訳の過程で誤りが発生したもので、被告人供述自体の信用性或は任意性の問題ではない」旨答えた。その結果、検察官は、被告人質問が終った後に不同意部分の証拠請求を撤回した（しかし、結果的に、本件の判決において、XがAに対し包丁を突き付けたとの事実認定がなされた）。

右の不同意の理由については、そもそも被告人供述調書が被告人のしゃべった英語ではなく日本語で記載され

ている以上、それは「被告人の供述を録取した書面」とは言えない、との争い方も考えられた。

しかし、本件では、第一に、被告人供述調書には、被告人にとって有利な事情も数多く含まれており、仮にそれらを被告人質問で引き出すしかないとすれば、相当の時間を要し裁判は更に長期化したであろうこと（なお本件では、執行猶予を付けてXを早く帰国させる）とも、一つの大きな弁護目的であった）や、第二に、右のようなく同意の理由を述べれば、少なくとも捜査時の通訳人を証人として尋問する根拠たりうること、といった理由から、右のようないわゆる争いの方としたのである。

また、被告人供述調書中、不同意とはしなかつたが信用性を争つた部分が、二か所ある。

第一に、「脅す」という日本語が記載されている部分である。取調において、Xは当初、自己)が被害者Aを「surprise(=驚かす)」したのだと考えていた。ところが、捜査官から、君はAを「threaten(=脅す)」したのではないかと詰問され、Xは「threaten」という単語を知らなかつたものの、捜査官から、「threaten」は「surprise」と同じ意味で、君がやつた(り)は「threaten」だと言われたため、自分が「threaten」(いた)とを認めた、との主張をした。

第二に、右と同様、Xは「rob(=奪う、強奪する等)」という単語を知らなかつたのに、捜査官に説得されて、「pick(=摘まむ等)」と同じ意味として、自己)が「rob」したことを認めたため、被告人供述調書に「(現金を)奪つた」との記載がされた、との主張をした。

右の二か所は、いずれも、まがいなりにもX自身が納得の上で認めた事柄であり、厳密な意味での通訳の誤りではないので、不同意とはしなかつた。しかし、後で考えると、右部分は、自分の知らない言葉での供述であり、捜査官による偽計に基づく供述とも言えるから、それは任意の供述ではない等の理由で、不同意とすべきだった

ようにも思える。この点は、問題提起に留めたい。

六 外国人被告人の供述調書と弁護の姿勢 本件についてはともかく、一般論として、いわゆる自白事件においても、重要な情状事実に争いがある場合は、被告人供述調書であっても、できるだけ一部不同意とすべきだと、私は考へている。蓋し、外国人事件の場合、被告人供述調書においても、被告人の真の言い分が相当に変容した形で記載されていることが、非常に多い。おそらく、通訳が介在することにより、捜査官が意図すると否とにかくわらず、供述内容が変容して調書に記載されてしまうことは、一定程度避けられないものであろう。しかし、そのようにして供述内容が変容してしまった部分は、やはり法廷に出すべきではないし、捜査時の通訳人を公判廷で尋問することを検察官が嫌つて、証拠請求を撤回することも期待できるから、一部不同意とすべきだと考えるのである。

三 外国人事件と弁護の難しさ

一 文化的背景の違い 以下では、通訳の問題を離れ、本件の具体的問題点を例にとり、外国人刑事事件に特有の難しさ及びその対策等について述べたい。その第一は、文化の違いである。Xは、前述のように、包丁二本を持ち出し被害者Aに示した理由は、故郷の祭（ヤムフェスティバル）では包丁二本が平和を象徴するものとして使われており、Aと平和的に話をするためであった、と主張した。また、Xの故郷では、自分の物と他人の物は明確に区別しない、という主張もした。右の各事実は、XがAを脅迫するつもりはなかつたことの根拠にもなるし、またXにとって有利な情状ともなる。しかし、これらの言い分を調査し理解するには、大変な労力を要するものである。私は、ナイジェリア大使館・国立民族学博物館等に電話で尋ねたり、ナイジェリア関係の書物

を調べたりした。その結果、ナイジエリアに右ヤムフェスティバルが存在することは判明したが、その余のXの主張内容が事実であるかどうかは、結局わからなかつた。即ち、ナイジエリアにおける部族は何十（細かく分類すると何百）とあり、それぞれの部族によつて風習も考え方も全く異なるのであつて、ヤムフェスティバルにおいて包丁を何本使いそのことが何を意味するかも、その部族によつて異なるから、細かいことは全くわからない、というのが結論であつた。

結局、弁護活動としては、各所に照会した結果を電話聴取書にして裁判で証拠請求すること（その内容は、「ヤムフェスティバルは存在するが、包丁を何本使用するか及びその意味等はわからない」というものであつた）の他は、被告人質問でヤムフェスティバルのことをできる限り具体的に引き出すしかなかつた。しかし、右のような立証で、裁判所をどこまで説得できたかは、疑問である。

右は、日本と他国との文化や風習の違いにより生じた争点である。そして、外国人刑事案件の場合、公訴事実の存否の面ではともかく、情状面で外国の文化・風習等を主張できる場面は、案外多いと思われる。つまり、その国の考え方では、さほど悪くない行為が、日本では非常に厳しく罰せられるといった場合等である。

しかし、情状面で外国の文化・風習の違いを主張できる場合でも、特に国選弁護報酬という限られた費用の中では、その真偽を確かめるだけでも非常な困難を伴うことがあり、弁護人としても相応の努力と工夫が必要である。

二 情状立証の困難さ

本件では、前述のように、Xの母親に対し手紙で裁判官宛の嘆願書を書いて私宛に送つてもうよつ手紙で依頼し、結果的には、判決前になつて、ようやくXの母親からの嘆願書が届き、それを書証として提出できた。しかし、諸国の中には郵便事情の極めて悪い国もあり、郵送に長期間を要したり、盗まれる

等して届かないといったことが、かなり頻繁にある。本件でも、ナイジェリアは郵便事情の悪い国であるから、私も内心では嘆願書の提出を諦めていた。もちろん、本国に居住する被告人の親族や友人に、情状証人として日本の裁判所に出頭してもらうことは不可能に近いことだから、手紙を活用することは非常に有用である。従って、できるだけ早期に、本国と連絡をとる等の手を打つておくべきであろう。

三 事実を争うことの困難さ 裁判で公訴事実を争えば、裁判は必然的に長期化する。本件では被告人の未決勾留はおよそ半年で終わったが、未決勾留が更に長期化する裁判も多い。しかも、外国人に対する未決勾留には、それ自体懲罰的な効果があると思う。なぜなら、被告人に面会する者は弁護人を除いて全くいない場合が殆どであるし、拘置所内に母国語が通じる話し相手もおらず、また食生活等も自己の習慣とは全く異なるからである。本件でも、Xは、赤道近くのナイジェリア出身であり来日するまで外国に出たことがなかつたが、日本で初めての冬を拘置所内で経験することになり、寒くて我慢できない旨を訴えていた。

右のような懲罰的な効果があること自体、大いに問題があると思うが、その懲罰的な効果が原因で早く帰国したいと思うがために、公訴事実の存否を争う意思があるにも拘らず罪を認めてしまつて被告人がいることは、より問題である。現に、私が弁護した他の事件では、被告人が明らかに罪状を否認したいという意思を強く持つており、かつ弁護人の立場からも否認するだけの根拠はあるように思えたにも拘らず、被告人の早く帰国したいという気持がより強く、結局裁判で否認せずに執行猶予判決を得て帰国してしまつたこともあつた（弁護人としては、右のような事件処理は好ましくないのかも知れないが、勾留され目の前で苦しんでいる被告人を見ると、やはり被告人の意思に従つて早く帰国させてやるのがよいと判断してしまう）。

本件でも、裁判を受けるに当たつてのXの希望は、第一に、早く帰国したいというものであり、第二に、強盗

はしていないのでそれを否定したいというものであった。そこで、罪状を認めて情状一本に絞つて弁護し、より早く裁判を終わらせるという方法もありえたが、Xは強盗を否定したいという気持ちもかなり強かつたために、本件のような弁護方針とした次第である。ところが、裁判の途中で、未決勾留が長引いてくると、Xも動搖し始め、弁護人接見中も苦しさを訴えて涙を流すことも度々であった。このように仮に事実を争った場合でも、被告人が大変不利な立場に追い込まれてしまうことになる。

また、第一審で執行猶予判決が得られれば、被告人は結果的に本国に帰国でき、晴れて自由の身になれるのだから、仮に当該第一審判決の事実認定に不服があつたとしても、控訴はせずに帰国する方を選ぶことが圧倒的に多いであろう（執行猶予判決が出ても、被告人が不法残留等であれば、直ちに入国管理局に拘束されるから、いずれにしても被告人に対する身柄拘束は継続することになる）。その結果、（本件の事実認定が間違っていたという意味ではないが）事実認定が間違った裁判が放置される危険もある。

そのようなことを避ける対策としては、外国人刑事案件においては、被告人の身柄を拘束せずに裁判を受けさせるべきであるし、また裁判のできる限りの短期化を目指す必要がより大きいのではないか。

もちろん、右のような指摘は、外国人のみならず、日本人の被告人についても言えることであり、その意味では、現在の刑事裁判が抱える問題点の一つが、外国人刑事案件において、より顕著な形で表われていると言つてよからう。